

産業廃棄物処分業許可証

住所 群馬県邑楽郡板倉町大字岩田2259番地4

氏名 株式会社 セオス
代表取締役 遠藤 恭三

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕

許可の年月日 令和 3年 3月26日

許可の有効年月日 令和 4年 3月27日

1. 事業の範囲

中間処理

- 破碎：廃プラスチック類、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、がれき類 以上7種類
- 圧縮分離：汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず 以上6種類（いずれも廃スプレー缶及びその内容物に限る。）
- 圧縮梱包：廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（繊維状のものに限る。） 以上5種類
- 混練：燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん 以上4種類
- 油水分離：廃油 以上1種類
- 中和：廃酸、廃アルカリ 以上2種類

2. 事業の用に供するすべての施設

施設等の所在地

埼玉県白岡市下大崎字星川端906番1、906番4、906番7、906番9、字下端737番3、738番 以上6筆（面積1,452.53㎡）

処理施設及び保管施設の概要は2面及び3面のとおり。

3. 許可の条件

- (1) 中間処理及び処理に伴う保管は、2.に掲げる場所で行うこと。
- (2) 中間処理は、2面に掲げる処理施設で行うこと。
- (3) スプレー缶穴開け施設で処理後の廃スプレー缶及びその内容物は、産業廃棄物の種類ごとに2面に掲げる処理施設で処理すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成29年 3月28日	指令産廃第1408-1号	新規許可
平成30年 4月12日	-	変更届(代表者)
平成30年 6月 1日	-	変更届(保管面積の拡大・縮小、保管高さの増大・減少、保管上限の増大・減少)
令和 2年 5月29日	-	変更届(住所)
令和 3年 3月26日	指令産廃第1297-1号	変更許可(圧縮から圧縮分離への変更、圧縮梱包の3種類の追加、破碎、圧縮梱包及び中和の限定の解除)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

処理施設の種別及び能力等

施設の種別	処理能力	産業廃棄物の種別	設置年月日 許可番号
破碎施設	3. 58t/日 (8時間)	廃プラスチック類 以上1種類	平成29年 3月28日 — —
	4. 09t/日 (8時間)	木くず 以上1種類	
	1. 73t/日 (8時間)	繊維くず 以上1種類	
	2. 18t/日 (8時間)	ゴムくず 以上1種類	
	6. 30t/日 (8時間)	金属くず 以上1種類	
	7. 44t/日 (8時間)	ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず 以上1種類	
	4. 13t/日 (8時間)	がれき類 以上1種類	
圧縮分離施設 (スプレー缶 圧縮機)	2. 88t/日 (8時間)	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず 以上6種類(いずれも廃スプレー缶及びその内容物に限る。)	平成29年 3月28日 — —
スプレー缶 穴開け施設 (前処理施設)	7. 68t/日 (8時間)	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず 以上6種類(いずれも廃スプレー缶及びその内容物に限る。)	令和 3年 3月26日 — —
圧縮梱包施設	5.6. 28t/日 (8時間)	廃プラスチック類 以上1種類	平成29年 3月28日 — —
	90. 09t/日 (8時間)	紙くず 以上1種類	
	28. 84t/日 (8時間)	繊維くず 以上1種類	
	214. 43t/日 (8時間)	金属くず 以上1種類	
	45. 52t/日 (8時間)	ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(繊維状のものに限る。) 以上1種類	
混練施設	20. 00m ³ /日 (8時間)	燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん 以上4種類	平成29年 3月28日 — —
油水分離施設	8. 00m ³ /日 (8時間)	廃油 以上1種類	平成29年 3月28日 — —
中和施設	14. 40m ³ /日 (8時間)	廃酸、廃アルカリ 以上2種類	平成29年 3月28日 — —

保管施設の種類及び能力等

	産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
1	廃プラスチック類、ゴムくず 以上2種類	5.9m ²	3.5m(屋内) (2.0m ³ コンテナ×6個)
2	金属くず 以上1種類	5.9m ²	3.5m(屋内) (2.0m ³ コンテナ×6個)
3	木くず 以上1種類	5.9m ²	3.5m(屋内) (2.0m ³ コンテナ×6個)
4	ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず 以上1種類	9.6m ²	3.6m(屋内) (1.2m ³ コンテナ×15個)
5	がれき類 以上1種類	5.8m ²	3.6m(屋内) (1.2m ³ コンテナ×9個)
6	繊維くず 以上1種類	2.0m ²	3.6m(屋内) (1.2m ³ コンテナ×3個)
15	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず 以上6種類(いずれも廃スプレー缶及びその内容物に限る。)	22.1m ²	2.0m(屋内) (段ボール箱、メッシュパレット)
17-1	廃酸 以上1種類	1.2m ²	1.2m(屋内) (200Lドラム缶×2個)
17-2	廃アルカリ 以上1種類	1.2m ²	1.2m(屋内) (200Lドラム缶×2個)
17-3	汚泥 以上1種類	1.2m ²	1.2m(屋内) (200Lドラム缶×2個)
17-4	廃油 以上1種類	1.2m ²	1.2m(屋内) (200Lドラム缶×2個)
18	廃プラスチック類 以上1種類	5.6m ²	3.5m(屋内) (2.0m ³ コンテナ×6個)
19-1	紙くず 以上1種類	2.8m ²	3.5m(屋内) (2.0m ³ コンテナ×3個)
19-2	繊維くず 以上1種類	2.8m ²	3.5m(屋内) (2.0m ³ コンテナ×3個)
19-3	金属くず 以上1種類	2.8m ²	3.5m(屋内) (2.0m ³ コンテナ×3個)
19-4	ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず 以上1種類	2.8m ²	3.5m(屋内) (2.0m ³ コンテナ×3個)
22	燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん 以上4種類	8.3m ²	2.4m(屋内) (19.8m ² 地下ピット)
23	燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん 以上4種類	8.3m ²	2.4m(屋内) (19.8m ² 地下ピット)
27	廃油 以上1種類	5.4m ²	2.0m(屋内) (10.8m ² 地下ピット)
29	廃油 以上1種類	9.1m ²	1.2m(屋内) (200Lドラム缶×20個)
30	廃酸 以上1種類	7.5m ²	1.2m(屋内) (200Lドラム缶×12個) (20Lポリタンク×38個)
31	廃アルカリ 以上1種類	7.5m ²	1.2m(屋内) (200Lドラム缶×12個) (20Lポリタンク×38個)

(以下余白)